

## 空き家を賃借された方へ

### 定住促進空き家利活用家賃補助金について

#### 【対象要件】

- 賃貸借契約日において砺波市外に住所を有する者で、砺波市空き家情報バンクに登録された物件の賃借人であること
  - 宅建業者の仲介により空き家を借り上げて家賃を支払う者であること
  - 当該空き家の住所に住民登録をして、以後5年以上居住する意思があること
  - 世帯員全員に市税等の滞納がないこと
  - 申請者（同居人含む）が過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと
  - 砺波市家賃支援補助金の交付を受けていないこと
  - 交付対象年度の3月1日から3月31日までの間に申請すること
- ※交付対象年度ごとの申請が必要です。

#### 【補助内容】

- ・金額：家賃月額 $\frac{1}{2}$ （上限1万円）
- ・期間：3年間

※対象期間は、最初に家賃の月額を支払った月からとなります。

※お支払は毎月ではなく、年度ごとにまとめて支払います。

#### 【返還要件】

以下に該当するときは、補助金の返還を求める場合があります。

- ・偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定または交付を受けたとき
- ・転入日から起算して5年未満で市外に転出し、または居住の実態がないとき
- ・市税等を滞納したとき

〈問合せ先〉

砺波市役所 市民生活課

TEL：0763-33-1172

E-mail：seikatsu@city.tonami.lg.jp

## 空き家を賃借された方へ

### 手続きの流れ

① 砺波市空き家情報バンクに登録された物件を賃貸契約



② 当該物件への住所変更（砺波市役所市民課でお手続き）



③ 交付申請及び交付請求

●提出期間

交付対象年度の3月1日～3月31日まで

※対象期間は、最初に家賃の月額を支払った月からとなります。

●提出するもの

交付申請書（様式第4号）

世帯員全員の記載がある住民票の写し（発行から3か月以内のもの）

賃貸借契約日において砺波市外に住所を有していたことがわかる書類（住民票、住民票の除票等）

賃貸借契約書（申請者が当該契約者であるものに限る。）の写し

家賃を支払ったことを証する書類の写し（領収書、引き落とし明細、振込控え等）

市税等納付（納入）状況確認承諾書 ※18歳以上の世帯員全員分

交付請求書

振込先がわかる通帳やキャッシュカードの写し



1～2か月程度（不備等がない場合）

④ 指定口座へ振込